



暑さが日ごとに増してまいりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向

① 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令の公布(厚生労働省)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令が平成30年6月29日に公布され、毒物(7物質)、劇物(11物質)の指定等が行われた。毒物及び劇物の新規指定は7月1日より施行されている。施行日に既に製造、輸入及び販売されているものは、営業者の登録、毒物劇物取扱責任者の設置、毒物又は劇物の表示について9月30日までの経過措置が設けられている。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T1807020030.pdf>

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H300629/20180629betten1.pdf>

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H300629/20180629betten2.pdf>

② 化審法リスク評価等に用いる排出係数等の改正に関する意見募集(経済産業省)

化審法のリスク評価等に用いる「化学物質用途分類表」及び「排出係数一覧表」の改正案に関する意見募集が行われている。意見募集期間は8月4日まで。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595218020&Mode=0>

③ 第3回食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会の開催(厚生労働省)

7月26日に標記検討会が開催され、ポジティブリスト制度の具体的な仕組み等について検討が行われた。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin_479899.html

海外動向

① ECHA 成形品中のCandidate List収載物質に関するデータベースを開設予定(ECHA)

ECHAは、廃棄物処理業者及び消費者向けに2019年末までに成形品中に含まれる有害化学物質に関する新たなデータベースを開設する予定。この取り組みは2018年7月に発効した廃棄物枠組みの改訂指令に基づくものである。データベースにはCandidate Listに収載されたSVHCを含有する成形品の製造、輸入、販売企業から提出された情報が掲載される予定であり、企業は2020年末までに情報の提出が必要となる。

<https://www.echa.europa.eu/-/new-database-on-candidate-list-substances-in-articles-by-2021>

② IARC 亜硝酸イソブチル、4種のアクリレートをグループ2Bに分類(IARC)

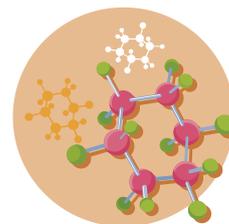
国際がん研究機関(IARC)は2018年6月の専門家会合で、4種のアクリレート(メチルアクリレート、エチルアクリレート、2-エチルヘキシルアクリレート、トリメチロールプロパントリアクリレート(TMPTA))、亜硝酸イソブチル、βピコリンの評価を完了した。この結果4種のアクリレートと亜硝酸イソブチルはグループ2B(Possibly carcinogenic to humans)に、βピコリンはグループ3(not classifiable as to its carcinogenicity to humans)に分類された。これらの結果はIARCモノグラフ volume 122 で公表される予定。

[https://www.thelancet.com/journals/lanonc/article/PIIS1470-2045\(18\)30491-1/fulltext](https://www.thelancet.com/journals/lanonc/article/PIIS1470-2045(18)30491-1/fulltext)

③ 米小児科学会 食品添加物の子供への健康リスクに可能性を指摘(AAP)

米小児科学会(AAP)は米国FDAの食品添加物規制プロセスの改善を求める意見書及びテクニカルレポートを公表した。AAPはこの中で接着剤、染料、コーティング剤、紙、ボール紙、プラスチックその他のポリマーを含む食品接触材料に用いられる物質による子供の健康への懸念を示し、規制強化を求めている。

<https://www.aap.org/en-us/about-the-aap/aap-press-room/Pages/AAP-Says-Some-Common-Food-Additives-May-Pose-Health-Risks-to-Children.aspx>



特集:ヒト健康影響⑦ 生殖毒性

・GHS での生殖毒性

GHS でいうところの生殖毒性は、生殖毒性及び発生毒性であり、親の性機能及び生殖能、児の発生に対する毒性を対象としています。

- 生殖毒性:親の生殖能(生殖器、生殖活動、性周期、受精(授精)能、受胎能、妊娠維持、分娩、哺育)に対する障害のほか、胚・胎児への障害を含むが、一般には受胎能の障害を指す。
- 発生毒性:胚致死作用、催奇形性、発育障害(胚・胎児だけでなく出生児も含む)を指す。

これらのうち、化学物質ばく露による一時的な影響よりも恒久的な影響の方が重篤なため、催奇形性を含む発生毒性が重要視されます。

・母体毒性の考慮

発生毒性試験結果が正しいかを判断する際のポイントとして、適切な試験(適切な動物種、動物数、投与期間、用量反応性、検査項目等)のデータであるかを確認するほかに、児の発生には母体の栄養状態、疾病等が影響するため、母体毒性を考慮する必要があります。発生毒性は母体毒性を考慮して一般的には以下のように判断されます。

- 母体に毒性がみられる用量で胎児に毒性がみられない場合: 発生毒性なし
- 母体に毒性がみられる用量で胎児に毒性がみられる場合: 母体毒性の二次的影響について考慮が必要*
- 母体に毒性がみられない用量で胎児に毒性がみられる場合: 発生毒性あり

*どのような母体毒性の場合に二次的な影響で、どのような母体毒性の場合に発生影響があるとするのかについて明確な指標はありません。GHS 分類では、母動物の死亡率が 10%を超える場合には二次的影響ととしています。奇形等の重篤な影響の場合は、母動物毒性がみられても安全サイドから影響とすることを考えます。

お知らせ

○専門誌記事執筆

月刊雑誌「安全と健康(中央労働災害防止協会)」2018年7月号の記事「どう選ぶ? どう使う? 化学物質のリスクアセスメント手法 ECETOC TRA を用いるリスクアセスメント(I)」を北村職員が執筆しました。

https://www.jisha.or.jp/order/teiki/index.php?mode=detail&goods_cd=16207

○平成 29 年度 経済産業省委託調査報告書

平成 29 年度の経済産業省委託調査について CERI が担当した以下の調査報告書が掲載されています。

- ・平成 29 年度化学物質安全対策(遺伝子解析を用いた発がん性等評価法開発に関する調査)

http://www.meti.go.jp/medi_lib/report/H29FY/000153.pdf

- ・平成 29 年度化学物質安全対策(化学物質管理に関する国際的な動向調査)報告書

http://www.meti.go.jp/medi_lib/report/H29FY/000143.pdf

ご質問等ございましたら、以下の連絡先にお気軽にお問い合わせください。

CERI

一般財団法人 化学物質評価研究機構

Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

安全性評価技術研究所 研究第二部

Tel: 03-5804-6136 (担当者: 石井(聡)、菊野、林)

URL: <http://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp